

ごみステーション設置に関する協議報告書(建売・分譲地)

遠賀町長 殿

【報告者】

会社名

住所

氏名

印

電話

ごみステーション設置等に関して以下とおりの説明し、協議・確認しましたので報告します。

【区長記入】説明があった項目及び決定事項の□に、チェックしてください。

1. 新規ごみステーション設置に関する説明について

- 開発地及び開発により増加する予定の住宅について。(地図や図面での説明)
- 遠賀町ごみステーション設置指導指針に基づき、開発地内にごみステーションを新規に設置するよう町から指導があつていること。
- 新規開発の場合には、特段の事情がない場合には公共用地場への設置は難しいこと。
- 新規ごみステーションの設置場所及び規模。(地図や図面での説明)
- 新規ごみステーションの形式等についての協議。
形式(□かご(設置者)、□ネット、□その他())

2. 新規ごみステーション設置後の管理等に関する説明

- 新規ごみステーションの用地は町に帰属すること。
- 新規ごみステーションの収集開始の2週間前までに、開発業者が区長の承諾を得たうえで町に「ごみステーション設置等要望書」を提出すること。
- 居住後の新規ごみステーション(構造物を含む)の管理については、区で管理すること。

3. 協議結果について

上記説明を受け協議した結果以下のとおりとなりました。

- 新規ごみステーションを開発地内に設置し、居住後のごみステーションの管理については、区で管理することを了解しました。
- 新規ごみステーションは下記理由により設置せず、別紙の既存のごみステーションを活用します。既存のごみステーションについては近隣住民の同意も得ており、距離及び容量ともに問題なく、住民生活に不便が生じることはありません。

新規設置しない理由

- お互い納得のいく結論とならなかったため、合意に至りませんでした。
- 本協議報告書に定めのない事項に疑義が生じた場合は別途協議します。
- 本協議報告書の写しを区長に渡しました。

上記のとおり説明を受け、協議した結果に相違ありません。

説明日 令和 年 月 日

行政区名

氏名

印

本人自署の場合押印省略可

電話番号

ごみステーションの設置に関する協議について（分譲地）

ごみステーションの設置に関する協議は、「遠賀町開発行為指導要綱」により、住民課環境衛生係から開発業者に対して指導しているものです。開発行為に伴い、その近隣ではごみステーションの増設等が必要となることが容易に予想できることから、当係でも開発地内へのごみステーションの設置を指導していますが、その地区の内情に詳しい区長にも開発業者と協議していただき、今後管理していくうえで出来るだけ支障が無いようにしていただくため、お願いするものです。

区長と開発業者で協議していただく理由（分譲地）

- ・実際に利用するのは、その地区の住民であるため。
- ・区長が近隣の状況や利便性について理解度が高いため。
- ・既存のごみステーションの状態について、情報量が多いため。
- ・ごみステーションは区の管理となるため。
- ・開発終了後、ごみステーションに関する問題等（ごみの散乱や構造物の破損）が起きた場合には、原則として区で対応していただくため。